

## 川崎市あんしん見守り一時入院等事業実施要綱

(目的)

第1条 本事業は、医療依存度の高い在宅で療養中の者が、居宅において療養が困難となった場合に、医療機関への入院治療又は介護老人保健施設への一時的な入所により、療養の継続及び家族の支援を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、川崎市とする。

(実施機関等)

第3条 本事業は、川崎市が公益社団法人川崎市病院協会（以下「病院協会」という。）、及び第7条第3項に規定する市内の介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）に委託するとともに、対象者の主治医又はかかりつけ医等の関係機関の協力を得て実施するものとする。

2 病院協会及び介護老人保健施設は、本事業が円滑かつ効果的に運営されるように努めるものとする。

(利用対象者)

第4条 本事業の対象者は、市内に居住する、酸素療法や人工呼吸器等の医療処置を必要とする者、又は経管栄養法や気管内・口腔内吸引法等の医療処置を複数必要とする者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 65歳以上の者

(2) 40歳以上65歳未満の者であって、介護保険法第19条第1項に基づき要介護認定された者、又は同条第2項に基づき要支援認定された者

(3) 難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に基づき特定医療費の支給認定を受けた者（以下「難病患者」という。）

(利用条件)

第5条 本事業を利用する条件は、次の各号に該当する場合とする。

(1) 医療機関への入院は、在宅で療養中の対象者の容態が悪化する等、医療機関に入院して適切な治療や検査を受けることが必要であると医師が認めた場合。

(2) 介護老人保健施設への一時的な入所（以下「一時入所」という。）は、高齢者等の介護にあたる者の疾病その他の理由で、居宅における療養の継続が緊急ではないものの一時的に困難となった場合であって、かつ、医療機関での入院治療を必要としない程度の症状と医師が判断した場合。

(3) その他市長が必要と認めた場合。

2 前項の規定にかかわらず、専門医療機関での入院治療を必要とする者、及び他制度・他施策の利用が可能な者は対象としない。

(利用の期間)

第6条 一時入所の利用期間は、2週間以内とする。また、医療機関への入院については、受入を行う医療機関の医師の判断によるものとする。

(登録医療機関等)

第7条 医療機関への入院は、あらかじめ病院協会に登録された市内の医療機関（以下「登録医療機関」という。）が、優先的に入院できるベッドを確保して実施するものとする。

2 難病患者については、前項に規定により入院できない場合は、あらかじめ難病患者を受け入れる病院として病院協会に登録された医療機関（以下「難病患者受入病院」という。）において実施するものとする。

3 一時入所は、あらかじめ本市と委託契約をした市内の介護老人保健施設（以下「登録介護老人保健施設」という。）が、空きベッドを活用することにより、実施するものとする。

(利用登録の手続き)

第8条 本事業を利用しようとする者(以下「申出者」という。)は、あらかじめ、あんしん見守り一時入院等事業登録申出書(第1号様式。以下「登録申出書」という。)に、主治医又はかかりつけ医の診療情報提供書・診断書(第2号様式。以下「診療情報提供書等」という。)及び、第4条の利用対象者であることを証明する書類(第2号及び第3号の対象者のみ)を添付して、総合リハビリテーション推進センターに登録の申出を行うものとする。

2 前項において、申出者から登録の申出がなされた場合は、総合リハビリテーション推進センターは申出者に対し、利用方法、利用期間、費用その他必要な事業の説明を行うものとする。

3 総合リハビリテーション推進センターは、第1項により提出された書類により、申出者が第4条に規定する対象者であることを確認した後に、登録申出書を受理するものとする。

4 総合リハビリテーション推進センターは、前項により登録申出書を受理したときは、あんしん見守り一時入院等事業登録証(第3号様式)を交付するものとする。

(利用方法)

第9条 介護老人保健施設を利用するときは、過去3か月以内に、主治医又はかかりつけ医が作成した診療情報提供書等を総合リハビリテーション推進センターに提出し、利用の申出を行うものとする。

2 総合リハビリテーション推進センターは、利用者から利用の申出があった場合は、診療情報提供書等を登録介護老人保健施設に送付し、当該介護老人保健施設で一時入所の受入が可能かどうか照会するものとする。

3 登録介護老人保健施設は、総合リハビリテーション推進センターから照会があった場合は、適切に対応するとともに一時入所の適否を判断し、総合リハビリテーション推進センターにその旨回答するものとする。

4 医療機関を利用するときは、主治医又はかかりつけ医にあらかじめ相談の上、当該医療機関での受け入れが困難な場合に、総合リハビリテーション推進センターに利用の申出を行うとともに、当該医療機関を通じて登録医療機関又は難病患者受入病院に利用の申し出を行うものとする。

5 医療機関利用者を受け入れた登録医療機関又は難病患者受入病院は、受け入れた実績を病院協会に報告するとともに、病院協会は当該報告を総合リハビリテーション推進センターに情報提供するものとする。

(登録医療機関の支援)

第10条 介護老人保健施設利用者を受け入れた登録介護老人保健施設において、当該利用者に容態の変化等が生じ、医療機関への入院が必要となった場合は、登録医療機関は、当該登録介護老人保健施設への適切な支援を行うものとする。

2 前項において、介護老人保健施設利用者が登録医療機関に入院をした場合は、当該介護老人保健施設及び当該登録医療機関は、その旨を総合リハビリテーション推進センターに連絡するものとする。

(費用負担)

第11条 一時入所又は入院に関わる費用のうち、診断書料、社会保険各法又は介護保険法の定めによる一部負担金、利用者の選択により提供される日常生活上の便宜に要する費用並びに入院・入所又は退院・退所する際の移送に要する費用については、利用者が負担するものとする。

(相互の連絡調整)

第12条 対象者の主治医又はかかりつけ医、登録医療機関、難病患者等受入病院、登録介護老人保健施設及び総合リハビリテーション推進センターは、本事業に関する連絡

調整を適切に行うものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正したうえ、引き続きこれを使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正したうえ、引き続きこれを使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正したうえ、引き続きこれを使用することができる。

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正したうえ、引き続きこれを使用することができる。

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正したうえ、引き続きこれを使用することができる。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 施行日の前日において神経難病患者等一時入院事業実施要綱(18川健疾第683号)

第3条の規定に基づき指定を受けていた以下の医療機関については、施行日において第7条第2項に規定に基づき難病患者受入病院として病院協会に登録されたものとみなす。

- (1) 聖マリアンナ医科大学病院
  - (2) 関東労災病院
  - (3) 川崎みどりの病院
  - (4) A O I 国際病院
  - (5) 箱根病院
- 3 施行日の前日において神経難病患者等一時入院事業実施要綱第10条の規定に基づき登録されていた難病患者については、施行日において第8条第5項の規定に基づき医療機関利用者として登録されたものとみなす。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。